

9. 配慮計画書に対して提出された意見書の概要、
配慮計画審査書に記載された意見及びそれらに
対する都市計画決定権者の見解

9. 配慮計画書に対して提出された意見書の概要、配慮計画審査書に記載された意見及びそれらに対する都市計画決定権者の見解

9.1 第10条の2第1項によって述べられた意見及びそれらに対する見解

「堺市環境影響評価条例」（平成18年堺市条例第78号）第10条の2第1項の規定による意見書に対する都市計画決定権者の見解は、表9.1-1(1)～(3)に示すとおりである。

表9.1-1(1) 配慮計画書に対して提出された意見書に対する都市計画決定権者の見解

意見の内容	都市計画決定権者の見解
市の鉄道高架化とあわせた都市計画道路の整備計画時代錯誤である。事業完成後100年、200年を見据えた開発が不可欠である。すなわち、特に都市中心部の今回の事業で重要なのは完成後の景観である。景観はお金では手に入れることが出来ない無限の価値の有る物である。その為には現在の堺東駅の付近を地下に埋設すべきである。そして、その地上を今のバスターミナル合わせて再整備を行えば東側広場の新設が不要になる。その費用を地下埋設工事費に利用すべきである。	<p>地下構造については、高架構造と比較して事業費が倍程度になることから経済性に課題はありますが、市は経済性だけで高架構造を選定したわけではありません。</p> <p>その理由の一つが上町断層帯による影響です。事業実施区域に近接して、ほぼ平行に上町断層帯が存在していることから、防災面で最大限留意すべき課題となっており、断層変位(断層のずれ)が生じた際には、地下部分の鉄道構造物の復旧に大きな時間を要するといった復旧性の課題と、鉄道利用者の避難等の安全性への課題を学識経験者からなる専門委員会の中で確認しています。</p> <p>また、地下構造となった場合に、浅香山5号踏切付近では、地下と地上の切替え部分で掘割や擁壁構造となるため、現在の横断箇所が使えなくなることから、横断のためには大きな迂回が必要となり、現状より東西横断の利便性が悪くなる箇所が発生することも課題の一つです。</p> <p>なお、地下構造を選定し、元々の堺東駅の鉄道敷きを将来の駅前広場の用地として利用するといったご意見を頂いておりますが、元々の鉄道敷きは南海電鉄(株)の所有地となるため、その利用には南海電鉄(株)との協議が必要となり、駅前広場の用地として市が自由に利用することは難しいと考えます。</p> <p>頂きましたご意見の通り、市も景観の重要性についてはしっかりと認識しております。</p> <p>今後の環境アセスメントの手続きにおいても、本事業の景観への影響を十分に考慮し、対策を検討していきたいと考えています。</p>

表 9.1-1 (2) 配慮計画書に対して提出された意見書に対する都市計画決定権者の見解

意見の内容	都市計画決定権者の見解
A案、B案及びD案の各案の、南海高野線高架化にともなう影響評価につき配慮計画書文中に、高架化に伴う圧迫感や日陰について、それぞれ周辺に及ぼす影響は「同等、変わらない」旨の記述がある。A案、D案とB案では2倍近くの高低差が生じる。それ相応に完成時に受ける印象は違ってくるのではないか。A案、D案とB案とも周辺に及ぼす影響は「同等、変わらない」との記述では、あまりに大雑把な感じがする。	今回お示し致しました配慮計画書は、堺市の事前配慮指針に基づき、より早い段階における環境配慮を目的として作成しております。ご意見を頂きました高架化に伴う景観への圧迫感や日影につきましては、今後の環境アセスメントの手続きの一つである準備書の段階において、シミュレーションを実施して、影響の程度を確認する予定です。
構造物の色彩配慮の記述があったが、具体的にはどのような色彩になるのか。南海本線や他の鉄道の高架路線はコンクリートそのままの灰色で、ほんとうに殺風景な景観になっている。(もし登録されれば、の話だが)世界文化遺産である御陵のある地区のすぐ脇を走らす高架路線になる。色彩は勿論だが、造作物のデザイン・意匠も、もそれなりのものにする必要があると思う。	鉄道構造物の色彩やデザインにつきましては、現在のところ未定ですが、ご指摘の通り、景観に与える影響が大きくならないよう市民の皆様からのご意見を参考にしながら、十分な配慮を心がけたいと考えております。
また、イコモスによる環境影響審査は受けるのか。受ける場合、イコモスによる環境影響審査の影響をどのくらい考慮しているのか。 イコモスによる環境影響審査を受けずにすむ場合でも、計画立案、実施にあたっては従来以上の繊細性をもって臨んでいただきたい。	また、本事業が「百舌鳥・古市古墳群」に与える影響につきましては、環境アセスメントの手続きとは別に、有識者に確認を行なながら遺産影響評価の手続きを進めており、景観上の配慮が必要であることは認識しております。
堺東駅から三国ヶ丘駅までの間、急勾配の坂道カープになる。南海高野線は泉北高速鉄道も乗り入れ、特急・急行の通貨本数も多い。 列車の運行ダイヤへの影響は出ないか。また運行の安全をくれぐれも図られたい。	堺東駅以南の高架から掘割りまでの擦り付け区間においては、立体化後も列車運行への影響を与せず、安全な列車の運行管理を実現できるよう、鉄道事業者と協議を進めております。
大和川を渡り浅香山駅から高架を登り始める形となるが、将来的には大阪市側も高架化され、路線の高さが平準化されるよう継続して諸関係団体、組織に働き掛けていただきたい。	本市の鉄道立体化の検討状況につきましては、大阪市に対して情報提供しながら進める予定です。
	高架下利用にあたっては、国の要綱(都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する細目協定(平成4年3月31日協定))では市が優先的に使用可能な面積は15%とされておりますが、ご意見の通り、市民の皆様や市にとって有意義な高架下空間の利用がされるよう、現在実施している南海本線および南海高野線の連続立体交差事業では、事業の進捗に合わせて鉄道事業者と十分な協議を重ねていきたいと考えております。
	今回頂きました複数の貴重なご意見を踏まえ、環境アセスメントを含む都市計画決定の手続きを進めてまいります。

表 9.1-1 (3) 配慮計画書に対して提出された意見書に対する都市計画決定権者の見解

意見の内容	都市計画決定権者の見解
高架化された後の高架下スペースの活用につき、南海本線高架下の活用状況の見直しも含め、部局横断連携して広くアイデアを集め、今後の社会動静、都心の状況変化も考慮しつつ市民が十分に納得できる有意義な活用方法を探っていただきたい。 以上	

9.2 配慮計画審査書に記載された意見及びそれに対する見解

「堺市環境影響評価条例」（平成 18 年堺市条例第 78 号）第 11 条第 1 項の規定により述べられた配慮計画審査書における意見、及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、表 9.2-1(1)～(3)に示すとおりである。

表 9.2-1(1) 配慮計画審査書に記載された意見の内容及び都市計画決定権者の見解

意見の内容	都市計画決定権者の見解
1 全般的な事項 事業実施区域には住居が近接することから、事業計画の具体化に当たっては、工事計画の平準化を含め、事業の実施に伴う大気質、騒音等の生活環境への影響を可能な限り低減するよう配慮するとともに、周辺道路における歩行者等の安全を確保するよう十分検討すること。	工事計画を平準化するように努めたうえで、生活環境への影響に配慮し、歩行者等の安全確保についても検討を行う予定です。
2 騒音 ○ 建設作業騒音の影響を可能な限り低減するため、工事実施時の環境配慮として、低騒音型機械の選定や防音シート敷設等に加えて、仮囲いの設置や建設機械の点検・整備の励行等、適切な対策について十分検討を行うこと。	○建設作業騒音の影響については、事業実施区域沿線の状況や建設作業の内容、作業時間帯等に応じて適切な対策を検討する予定です。
○ 列車走行時の騒音の影響を可能な限り低減するため、施設等の供用時の環境配慮として、高架構造の防音対策等に加えて、車両及び軌道の維持管理の徹底等、適切な対策について十分検討すること。	○ 列車走行時の騒音の影響については、事業実施区域沿線の状況に応じて適切な対策を検討する予定です。また、車両及び軌道の維持管理については、鉄道事業者への徹底を含めて検討する予定です。
3 振動 建設作業振動の影響を可能な限り低減するため、工事実施時の環境配慮として、低振動型機械の選定等に加えて建設機械の点検・整備の励行等、適切な対策について十分検討を行うこと。	建設作業振動の影響については、低振動型機械の選定等に加えて、建設機械の点検・整備の励行等、適切な対策を検討する予定です。
4 光害 夜間照明による影響を可能な限り低減するため、工事実施時の環境配慮として、夜間照明ができる限り周囲に漏洩させないような対策について検討すること。	夜間照明については、周囲に影響を生じさせないよう適切な対策を検討する予定です。

表 9.2-1 (2) 配慮計画書審査書に記載された意見の内容及び都市計画決定権者の見解

意見の内容	都市計画決定権者の見解
5 コミュニティの分断 事業計画の具体化に当たっては、東側の住環境の維持など、地域コミュニティの状況変化に配慮すること。	沿線の住環境に配慮して、地域のコミュニティが大きく変化しないよう適切な計画を検討する予定です。
6 水象（地下水） 事業計画の具体化に当たっては、現地の地質調査結果等を踏まえて、適切な地下水対策について検討すること	既存資料や現地の地質調査結果などを踏まえて適切な対策を検討する予定です。
7 景観 事業計画の具体化に当たっては、周辺の景観と調和した施設の外観について十分検討を行うこと。	施設の外観については、周辺の景観との調和を念頭において検討する予定です。
8 安全（交通） ○ 事業計画の具体化に当たっては、現在の東側の住環境を維持できるよう東西連絡道路の計画について十分検討するほか、新たに整備する側道については、歩車分離により歩行者等の安全が確保されるよう十分な検討を行うこと。 ○ 工事車両の走行ルートについても、東側の住宅地においては、通学路や生活道路を回避するなど十分検討すること。	○現在の住環境維持に配慮し、交通規制を含めて東西連絡道路の検討を行うとともに新たに整備する側道の歩行者等の安全確保についても検討する予定です。 ○工事車両に際しては、通行する道路沿線の状況を勘案し、通学路や生活道路を回避する等、地域の理解を得ることのできるルート選定を検討する予定です。
9 その他 今後の環境影響評価の実施に当たっては、以下の事項に留意すること。 ○「文化財（埋蔵文化財）」を環境影響評価項目として選定するとともに、その他の項目についても、事業特性及び地域特性を踏まえて、環境影響評価項目を適切に選定すること。 ○大気質の予測においては、建設機械の稼働及び工事車両の走行に伴って排出される大気汚染物質及び粉じんの影響について定量的手法により予測を行うこと。	○文化財（埋蔵文化財）についても環境影響評価を行い、その他項目についても地域にお住いの方々や関係機関等の意見を踏まえて選定する予定です。 ○大気質の予測は、環境影響評価技術指針（平成 26 年 2 月）などに準拠して、定量的手法により予測を行う予定です。
○工事の実施時の騒音の予測においては、建設機械の稼働及び工事車両の走行に伴って発生する騒音の影響について、定量的手法により予測を行うこと。	○工事実施時の騒音予測は、環境影響評価技術指針（平成 26 年 2 月）などに準拠して、定量的手法により実施する予定です。

表 9.2-1 (3) 配慮計画書審査書に記載された意見の内容及び都市計画決定権者の見解

意見の内容	都市計画決定権者の見解
<p>○施設等の供用時の騒音の予測においては、騒音の現地調査結果等に基づき、列車走行時の等価騒音レベルの予測を行う必要がある。なお、予測に当たっては、周辺の中高層住居への影響を把握するため、高さ方向についても予測を行うこと。</p>	<p>○列車走行時の騒音の予測は、在来鉄道の大規模改良などで一般的に用いられている定量的手法により実施する予定で、高さ方向についても予測を行う予定です。</p>
<p>○工事の実施時の振動の予測においては、建設機械の稼働及び工事車両の走行に伴って発生する振動の影響について、定量的手法により予測を行うこと。</p>	<p>○工事実施時の振動予測は、環境影響評価技術指針（平成 26 年 2 月）などに準拠して、定量的手法により実施する予定です。</p>
<p>○施設等の供用時の振動の予測においては、列車の走行に伴って発生する振動の影響について、定量的手法により予測を行うこと。</p>	<p>○列車走行時の振動の予測は、類似事例で用いられている定量的手法により実施する予定です。</p>
<p>○低周波音の調査においては、低周波音に関する既存資料をより幅広く収集整理し、一般環境中の低周波音の音圧レベルの状況についても調査すること。</p>	<p>○低周波音の調査は、現地調査も含め現況を把握したうえで、事業実施区域沿線の状況に応じた、適切な対応を検討する予定です。</p>
<p>○景観の予測においては、フォトモンタージュ法等により近景・中景・遠景の変化を予測し、また、防音壁等の設置状況も考慮すること。</p>	<p>○景観の予測は、フォトモンタージュ法を含めて視点場に応じて施設の影響を確認する予定で、連立事業に関連する主な施設についても考慮する予定です。</p>
<p>○地球温暖化の予測においては、建設機械の稼働及び工事車両の走行に伴って排出される温室効果ガスの排出状況について、定量的手法により予測を行うこと。</p>	<p>○地球温暖化の予測は、環境影響評価技術指針（平成 26 年 2 月）などに準拠して、定量的手法により実施する予定です。</p>
<p>○交通の予測においては、鉄道立体化と併せて行う都市計画道路等の都市基盤整備も含めて予測を行うこと。</p>	<p>○将来交通量の予測は、連続立体交差事業に関連する都市計画道路も含めて実施しています。</p>